

板橋区の障がい者虐待防止

令和6年度 障がい者虐待防止研修

板橋区役所 福祉部 障がいサービス課 支援調整係

本日本日お伝えしたいこと



- 1 障害者虐待防止法の概要
- 2 板橋区の現状と虐待防止体制
- 3 通報後の対応と流れ

1 障害者虐待防止法の概要

障害者虐待防止法とは

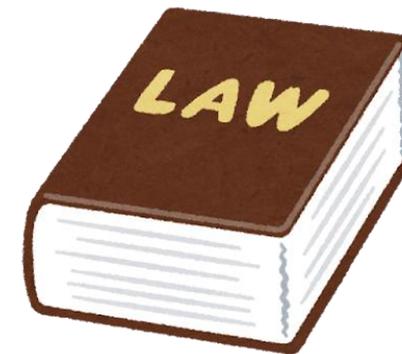
◆ どのような法律か

障がい者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、**虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取組や、障がい者を現に養護する人に対して**支援措置を講じることなどを定めたものです。

(平成24年10月1日施行)

◆ 正式名称

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律



対象となる障がい者は

◆ 障害者虐待防止法における障がい者

- 身体障害
- 知的障害
- 精神障害（発達障害を含む。）
- 難病などにより心や身体の働きに障がいのある人
- その他 日常生活や社会生活に相当な制限を受けている人

※障がい手帳を取得していない場合も対象となります。

障がい者虐待の定義

◆ 家庭で（養護者による虐待）

障がい者の身辺の世話や身体介助、金銭の管理等を行っている障がい者の家族、親族、同居人による虐待 など

◆ 施設で（障がい者福祉施設従事者等による虐待）

障害者総合支援法等に規定する「障がい者福祉施設」又は「障がい福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者による虐待 など

◆ 職場で（使用者による虐待）

障がい者を雇用する事業主又は事業の経営担当者による虐待 など



虐待にあたる事例とは

- ◆虐待事例は主に、**身体的虐待**、**性的虐待**、**心理的虐待**、**放棄・放置**、**経済的虐待**の**5つに分類**されます。
- ◆障がい者虐待の判断において、虐待をしているという「自覚」は問いません。
- ◆障がい者本人の虐待を受けているという「自覚」は問いません。

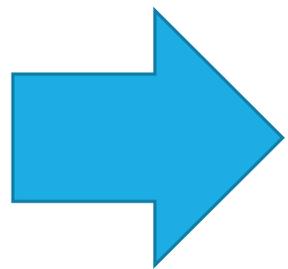


具体的な事例を掲載するので、このような事例を発見した際は、虐待の届出をする必要があります。

虐待の類型	具体例
身体的虐待	<p>暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちをする ・殴る ・蹴る ・つねる ・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる ・やけどをさせる ・打撲させる ・身体拘束 など
性的虐待	<p>性的な行為やその強要。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性交 ・性器への接触 ・性的行為を強要する ・裸にする ・キスをする ・わいせつな映像を見せる ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する など
心理的虐待	<p>脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的苦痛をあたえる行為。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「バカ」「あほ」など侮辱的な言葉を浴びせる ・怒鳴る ・悪口をいう ・ののしる ・仲間に入れない ・子ども扱いする ・話しかけているのに意図的に無視する など
放置・放棄	<p>食事や排泄、入浴、洗濯など身近の世話や介助をしない、必要な福祉サービス、医療を受けさせないなどの行為によって、障がい者の生活環境や身体・精神状態を悪化させる行為。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事を十分に与えない ・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している ・あまり入浴させない ・汚れた服を着せ続ける ・病気やケガをしても受診させない など
経済的虐待	<p>本人の同意なしに（あるいは騙すなどして）財産や年金、賃金を勝手に使用又は運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限する行為。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分・運用する ・日常生活に必要な金銭を渡さない又は使わせない ・金銭・財産等の着服・窃盗 など

(参考) セルフネグレクトについて

セルフネグレクト（自己による放任）については、障害者虐待防止法上に明確な規定はありません。しかし、支援が必要な状態である可能性が高く、**関係者が連携して対応する必要があります。**



**セルフネグレクトの状態を
放置しないことが大事！**



セルフネグレクトのサイン

- ◆ 単身生活の人が、痩せて食事をしていないようである
- ◆ 身体や衣類の清潔が保たれていない
- ◆ 昼間でも雨戸が閉まっている
- ◆ 窓ガラスが割れたまま放置されている
- ◆ 電気・ガス・水道・電話が止められていたり、家賃の支払いが滞っている
- ◆ ゴミが部屋の中や家の周囲に散乱し、部屋から異臭がする
- ◆ 郵便物が溜まったまま放置されている
- ◆ 野良猫のたまり場になっている
- ◆ 相談に乗ろうとしても頑なに遠慮・拒否したり、あきらめの態度が見られる。

(NPO法人PandA-J「障害者虐待防止マニュアル」を参照に作成)

2 板橋区の現状と虐待防止体制

相談・通報・届出者の内訳

板橋区	令和3年度	令和4年度	令和5年度
本人	13	11	15
家族・親族	3	1	5
近隣住民・知人	3	2	6
福祉サービス関係者	17	24	22
医療関係者	2	2	4
行政・教育機関	4	8	3
その他	2	4	10
合計	44	52	65

虐待者の内訳

板橋区	令和3年度	令和4年度	令和5年度
養護者	24	23	35
施設従事者	13	23	22
使用者	1	3	2
その他	6	3	6
合計	44	52	65

虐待防止の取り組み強化

◆ 東京都、全国全体でも、増えている！

毎年、支援員による過度な身体拘束や、支援員の乱暴な言葉かけによる**心理的虐待**、支援員による利用者からの預かり金の着服といった**経済的虐待**等の事案の発生が絶えない状況です。

また、近年、虐待認定にまで至らないまでも**不適切支援**という認定の増加が問題となっています！

障がい者虐待防止センター

- ◆ 区では障がい者への虐待に関する通報及び届け出の窓口として、**障がい者虐待防止センター**（板橋区障がい者福祉センター内）を設置しています。
- ◆ 令和4年度より夜間も電話相談を行うことになったため、**24時間365日**の相談対応を行っております。

板橋区障がい者虐待防止センター



【通報専用電話】 03-3550-3406

(年末年始を除く、月～土曜日、祝日9時～17時)

※上記以外の時間帯は、障がい者虐待電話相談窓口
(コールセンター) によるオペレータ対応になります。

地域自立支援協議会 権利擁護部会

- ☞ 障害者差別解消法、障害者虐待防止法を取り扱っています。
毎年度の板橋区障がい者虐待の通報等受付状況について報告しています。
- ☞ 障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応を行う上での関係機関の連携方法を検討し、虐待防止ネットワークの構築を進めています。
- ☞ 学識経験者、弁護士、相談支援事業所など幅広い方々が委員として出席しています。

3 通報後の対応と流れ

通報者の保護、通報された側の立場

◆ 通報の義務（虐待防止法第七条、第十六条）

虐待を受けたと思われる障がい者を発見した場合、通報しなければなりません。

◆ 通報者の保護（虐待防止法第十六条）

通報した職員は通報したことを理由に解雇その他不利益な取り扱いを受けないこととされています。

◆ 通報された側（虐待防止法第十九条）

虐待をした人を処罰したり、逮捕したりするための法律ではありません。

虐待通報後の流れ

障害者虐待防止法ホームページ

「板橋区虐待対応フローチャート」 (養護者)

- ☞ 養護者虐待の受付後の流れが記載されています。

「板橋区虐待対応フローチャート」 (施設等)

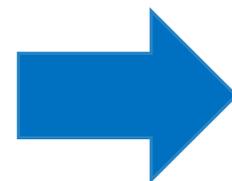
- ☞ 施設従事者等の虐待の受付後の流れが記載されています。

「事業所向け参考資料」

- ☞ 厚生労働省『障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応』の手引きなどを載せています。

障がい者虐待を防ぐために

- ◆ 人材育成
- ◆ 風通しの良い職場環境
- ◆ 未然に防ぐための話し合い
- ◆ 虐待に該当する可能性の話し合い



伝える
話し合う



4 区からのお願い

調査等の協力をお願いします

職員の皆様は、虐待を見かけたら「通報する立場」であり、虐待の疑いをもたれる「通報される立場」でもあります。虐待を防ぐには、事業所の「調査」「ケース会議」等の協力が必要不可欠です。

通報を受けた場合、問題解決に結びつけていくことができるきっかけとして捉えていただき、自治体からの「調査」「ケース会議」等のご協力をよろしくお願いいたします。



最後に…



障がい福祉サービス等事業所の虐待に係る
ご相談がありましたら、お気軽にご連絡ください。

板橋区福祉部障がいサービス課支援調整係

☎03-3579-2736

